

事例分析

王欣新*

Hypothetical case 仮想事案

1、発注者（Contractor、「C」）は、シンガポールに所在する船舶会社として、2009年に中国の船舶建造会社（Builder、「B」）と1億ドルの船舶建造および引渡しに関する船舶建造契約を締結した。これと同時に、船舶建造契約の解約時にCがBに支給した船舶代金の返還を保証するために輸出入銀行（Guarantor、「G」）と保証契約を締結した。

2、Bは、2010年12月まで船舶建造契約による義務を誠実に履行し、合計10回の船舶建造代金のうち8回までの代金8,000万ドルをCから受け取った。

3、しかし、Bは船舶受注の減少、生産コストの増加などの理由で財政が苦しくなって、2010年12月15日、不渡りに陥り、Cが発注した船舶の建造も中断される事態となった。その後、Bは2011年1月

* Professor, Renmin University of China Law School, China

10日、中国の某中級人民法院に会社更生手続を申し立て、2011年2月1日に開始決定が下された。

4、Bは船舶の建造を繰り上げて進めてきたので、船舶建造契約上の船舶の建造日程の履行義務は違反していない。2011年2月1日の会社更生手続の開始決定後に船舶建造を再開すると、引渡し期日を守るには、物理的な障害はない状態である。

5、このような状況の中、Cは、Bとの船舶建造契約を解約し、Gに対し保証責任を問うことができるのか問題となった。Gに保証契約上の保証責任を問うためには、Cが船舶建造契約を適法に解約しなければならない。船舶建造契約は、Cの契約解約について、次のように定めている（いわゆる「ipso facto」規定）。

「一方当事者に対し清算、破産、会社更生手続、管財人選任の申し立てや支給停止またはこれと同様の状況が発生した場合、相手方は直ちに船舶建造契約を解約することができる。」

6、これらの事実関係の上で、Cの解約権に関する以下の質問に答えてください。

(1) CはBが不渡りに陥った後、会社更生手続の申し立ての前までに船舶建造契約を解約することができるか否か。

(2) CはBの会社更生手続の申し立て後、会社更生手続の開始決定の前までに船舶建造契約を解約することができるか否か。

(3) CはBの会社更生手続の開始決定が下された後、船舶建造契約を解約することができるか否か。

事案の分析

本件の仮想事案は、いくつかの国に所在する当事者に関する事案であるが、倒産事件は、債務者すなわち倒産者の所在地の法律を適用すべきである。中国倒産法に照らして、本件事案は、倒産手続開始前に成立した双方未履行の双務契約の処理に関する事例である。これから、上記仮定事案の事実等を踏まえて、発注者 C の契約解除権の行使に関して検討を進めたい。

一、C は B が不渡りに陥った後、会社更生手続の申し立ての前までに船舶建造契約を解約することができるか否か。

本件事案では、船舶建造契約の解除の可否について、「C は B が不渡りに陥った後、会社更生手続の申し立ての前」という基準時が重要である。ここでいう「C は B が不渡りに陥った後」は、筆者の理解によると、B に客観的な倒産原因が生じるものの、何かの倒産手続が開始したわけではない。中国倒産法の規定によれば、ある企業に関する破産手続が開始した後であっても、債務者は会社更生手続開始の申し立てを行うことができる（中華人民共和国企業破産法（以下「企業破産法」とする）第70条）。即ち、破産手続の開始後にも、なお会社更生手続を開始させる余地がある。そのため、中国法の意味では、「C は B が不渡りに陥った後」の解釈をさらに精密に行われなければならない。具体的にいうと、第一に、B が不渡りに陥ったものの、B に関する倒産手続が何ら開始されていない。第二

に、B が不渡りに陥って、かつ破産手続が開始されたが、会社更生手続の開始がなされていない。但し、破産手続が開始されたが、会社更生手続の開始がなされていない場合でも、本件事案の結論に影響を及ぼさないので、本稿は第二の解釈を前提とせず、もっぱら第一の解釈に沿って、論述を進めたいと思う。

さて、中国法によれば、倒産手続開始前の契約解除は契約法によって行われなければならない。中華人民共和国契約法（以下「契約法」とする）第93条は合意による契約解除を規定した。すなわち、「当事者の合意により、契約が解除されることができる。当事者は、片方の当事者の契約解除の条件を合意で定めることができる。契約解除の条件が成就した場合に、解除権者は契約を解除することができる」とした。本件において、合意による契約解除ではないことが明らかなので、契約法第93条の適用は排除されるべきであろう。さらに、契約法第94条は、いくつかの事由が生じる場合に、一方の当事者による契約解除を定めた。具体的にみると、「以下の事由により、当事者は契約を解除することができる。（一）不可抗力により、契約の目的が達成できない場合、（二）履行期の到来する前に、明確な意思表示またはその他行動により、一方当事者が他方の当事者に対して契約の主たる義務を履行しないことを表明した場合、（三）一方当事者が債務の履行を怠り、かつ催告にもかかわらず、合理的な期限の内に履行しなかった場合、（四）一方当事者の履行遅滞またはそのた契約違反により、契約の目的が達成できない場合、（五）その他法律が定める事由が生じる場合」がある。本件事案の事実関係を見る限り、一方の当事者により契約を解除する事由が生じたとは思われにくい。2010年12月までに、

受注者 B は船舶建造契約を誠実に履行した。その後、受注者 B に倒産原因が生じて、発注者 C の発注した船舶の建造を中断したものの、受注者 B が建造を繰り上げて進めてきたので、事実上、船舶の納期に影響を与えていなかった。すなわち、受注者 B は船舶建造契約の納期義務に違反しなかった。さらに、2011年2月1日の会社更生手続の開始決定後に船舶建造を再開すると、引渡し期日を守るには、物理的な障害はない状態である。以上の理由により、受注者 B に契約違反が認められず、履行遅滞により契約の目的が達成できない事由も存在しない。よって、中国の契約法に基づくと、発注者 C は一方的に契約を解除してはならない。

二、C は B の会社更生手続の申し立て後、会社更生手続の開始決定の前までに船舶建造契約を解約することができるか否か。

第二問の回答は第一問とまったく同じである。中国倒産法によると、倒産手続の拘束力の基準時は裁判所による倒産事件受理の時点であり（企業破産法第二章参照）、倒産手続申立時を基準時とする立法例と大きく違う。そのため、倒産手続開始の申立てをなされていない場合であっても、倒産手続開始の申立てがなされたが、裁判所による受理の決定がまだ下されていない場合であっても、中国の倒産法ではなんら区別も生じない。よって、発注者 C は一方的に契約を解除することができない。

三、C は B の会社更生手続の開始決定が下された後、船舶建造契約を解約することができるか否か。

会社更生手続を含む倒産手続の開始後に、債務者が締結した契約の履行問題について、企業破産法は明確な規定を置いた。企業破産法第18条によると、「裁判所が倒産手続開始の申立てを受理した後に、管財人は、倒産時手続開始前に成立した双方未履行の双務契約について、相手当事者に通知したうえで、契約の解除または履行を選択することができる。管財人が倒産手続開始の申立てを受理した二ヶ月以内に相手に通知を行わなかった場合、または相手当事者の催告を受けてから30日以内に解除または履行の選択をしなかった場合に、契約の解除を選択したと見なす。管財人が契約の履行を選択する場合に、相手当事者が契約義務を履行しなければならない。但し、相手当事者は管財人に対して担保を立てることを求めることができる。管財人が担保を提供しなかった場合に、契約が解除されたとみなす。」とする。即ち、管財人には倒産時手続開始前に成立した双方未履行の双務契約の履行選択権を有する。言い換えれば、企業破産法第18条を見るかぎり、発注者Cには契約解除権が存在しない。そういう意味で、契約中の倒産手続に関わるいわゆる「ipso facto」規定、すなわち「一方当事者に対し清算、破産、会社更生手続、管財人選任の申し立てや支給停止またはこれと同様の状況が発生した場合、相手方は直ちに船舶建造契約を解約することができる。」の規定は、企業破産法第18条の趣旨に反するため、無効と見なされるべきであろう。よって、受注者Bに関する会社更生手続開始後に、発注者Cは一方的に船舶建造契約を解除することが出来ないし、銀行Gに対して保証責任を負わせることもできない。但し、企業破産法の第18条の条文によると、本件のように、

管財人が契約の履行を選択すると、「相手当事者は管財人に対して担保を立てることを求めることができる。管財人が担保を提供しなかった場合に、契約が解除されたとみなす。」ことになる。ほかに、「管財人が倒産手続開始の申立てを受理した二ヶ月以内に相手に通知を行わなかった場合、または相手当事者の催告を受けてから30日以内に解除または履行の選択をしなかった場合に、契約の解除を選択したと見なす。」こともありうるであろう。

中国法の実務において、倒産時手続開始前に成立した双務契約について、その契約履行の程度に応じて、概ね以下の三つの処理方法がある。第一に、倒産債務者が完全に契約義務を履行したが、相手当事者が契約義務の一部または全部を履行していない契約について、管財人は契約を解除することができない。倒産債権者の相手当事者に対する債権は、倒産財団に属する。第二に、相手当事者が完全に契約義務を履行したが、倒産債務者が契約義務の一部または全部を履行していない契約について、管財人は原則として履行を選択してはいけない。この場合に、相手当事者が倒産債務者に対する債権の履行は、個別弁済に当たるからである。以上の二つのパターンはいずれも双方未履行の双務契約に属しない。第三に、倒産債務者と相手当事者がいずれも契約義務を完全に履行しなかった契約がある。本件の船舶建造契約はそれに該当する。中国の企業破産法は、管財人に履行選択権を付与した。その目的は、倒産財団の価値最大化を実現し、債務額を出来る限り削減し、会社更生手続中の倒産債務者に事業を継続させることである。かかる目標を達成するには、倒産財団の財産価値を高める契約の履行を選択し、倒産債務者に負

担をかける契約及び契約の履行コストが収益を上回る契約を排除しなければならない。そのために、管財人による契約の履行選択権を十分に尊重しなければならない。管財人が契約の履行を選択した場合に、契約の履行により生じた債権は共益債権となり、倒産財団から優先的に弁済される保障がなされている。なお、いくつかの特殊な契約に関して、管財人に契約の解除又は履行を選択する権限がない。例えば、倒産債務者が保証人となる保証契約は解除できない。また、デリバティブ契約は履行を選択することが出来ず、履行しないという実務的な処置がなされている。

以上。